

大阪府生物多様性地域戦略の目標の考え方について

2021年7月16日
大阪府環境農林水産部みどり推進室

大阪府における生物多様性保全の取組み(経過)

- 大阪府ではこれまで「大阪21世紀の新環境総合計画」（2011年～2020年）の生物多様性分野を地域戦略に位置づけ、「全てのいのちが共生する社会の構築」を目指し、生物多様性に関して府民への普及啓発や協働による保全活動の実施など、様々な取組みを進めてきた。
- 令和3年3月に策定した「2030大阪府環境総合計画」では、2030年の実現すべき姿である、『いのち輝くSDGs未来都市・大阪』を目指し、その実現に向けた環境施策の1つとして、『全てのいのちの共生』を掲げており、その具体的な施策は個別計画で推進することとなり、別途、生物多様性地域戦略を策定することとなった。

2030大阪府環境総合計画における生物多様性分野の位置づけ

環境総合計画の位置づけ・役割

- 環境総合計画は、**大阪府環境基本条例に基づき**、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- これまで大阪府では、2020年度を年限とする「大阪21世紀の新環境総合計画」に基づき、持続可能な社会の構築に向けて低炭素・省エネルギーや資源循環等の各分野ごとに個別計画を策定し施策を展開してきましたが、近年、気候変動による自然災害リスクの増大など環境問題はさらに深刻度が増していることに加え、人口減少や高齢化など社会・経済課題とも密接に関係していることから、今後は**環境・社会・経済それぞれの課題の改善を図る考え方や取組みが求められています**。
- そこで本計画では、環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、大阪府域における**2050年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えた2030年の実現すべき姿**を定めて、その実現に向けた**施策の基本的な方向性**を明確にします。この方向性に基づき各分野の個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を展開していきます。

計画の構成

本計画は、【各分野に共通する基本的事項】と、それに基づき策定される【各分野の個別計画】から構成します。

【各分野に共通する基本的事項】

現在の大阪の環境を取り巻く状況や世界の動き等を踏まえ、各分野が同じ方向性をもって取組みを進めるために、長期的な目標や各分野の個別計画に共通するものとして、「2050年のめざすべき将来像」とそれを見据えた「2030年の実現すべき姿」、その実現に向けた「施策の基本的な方向性」を定めます。

【各分野の個別計画】

上記の基本的事項を踏まえて、**具体的な施策を推進していくため、各分野ごとに個別計画を策定し、具体的な目標や取り組む施策等を定めます。**

体系

基本的事項

2050年のめざすべき将来像

2030年の実現すべき姿

施策の基本的な方向性

個別計画

各分野の個別計画

計画の期間・対象地域

- 計画期間は、2050年のめざすべき将来像を見通し、その実現を確実なものとするため**2021年度から2030年度の10年間**とします。
- 計画の対象地域は、大阪湾を含む大阪府全域とします。

2030大阪府環境総合計画について

1 計画の位置づけ・役割

- ▶ 現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定（環境基本条例第8条）
- ▶ 気候変動など深刻化する環境課題と、様々な社会・経済課題との密接な関係を踏まえ、今後は**環境・社会・経済の各課題の同時解決と統合的向上**が重要
- ▶ そのため、持続可能な社会に向けて**2050年のめざすべき将来像**と、それを見据えた**2030年の実現すべき姿**、及びその実現に向けた**施策の基本的な方向性**を明確化
- ▶ 施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開

2 計画策定の背景

大阪の環境を取り巻く状況

- ▶ これまでの環境施策の成果として、大気汚染や水質汚濁の改善、廃棄物の最終処分量の削減など、府域の環境状況は概ね改善傾向
- ▶ 一方、光化学オキシダントなどの環境保全目標未達成項目への対応や、資源・エネルギーのさらなる削減などの課題が依然として残存
- ▶ 地球規模で見ると、資源消費の増大、気候変動によるリスクの増大、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染などは危機的な状況

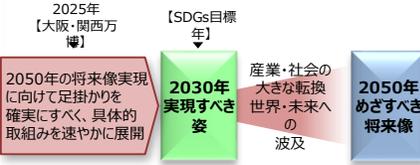
持続可能な社会へ向けた動き

- ▶ SDGs、パリ協定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンなど、時代の転換点ともいえる国際的な合意・共有
- ▶ サプライチェーン全体での持続可能性を追求する企業の自主的な取組みが加速。金融面においてはESG金融が拡大
- ▶ コロナ禍を踏まえ、今後の経済復興にあたり、持続可能な社会の実現に資する環境施策も含めて取組みを進める「グリーンリカバリー」の考え方を重要視する動き

3 計画期間と2050年のめざすべき将来像・2030年の実現すべき姿

計画期間

2021年度から2030年度までの10年間



2050年のめざすべき将来像

- ▶ 大都市・大消費地として、府域のCO₂排出量実質ゼロ、大阪湾のプラごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現
- ▶ 大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築

2030年の実現すべき姿

- ▶ 今後10年間は、2050年の将来像実現に向けた足掛かりを確実にすべく、具体的取組みを速やかに展開すべき重要な期間
 - ▶ 2030年はSDGs目標年であり、2025年の大阪・関西万博において示されるアイデアが社会実装段階に入ることとも鑑みて、以下の5つの環境施策分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進
- 脱炭素・省エネルギー、資源循環、全てのいのちの共生、健康で安心な暮らし、魅力と活力ある快適な地域づくり**

大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会

いのち輝くSDGs未来都市・大阪 一環境施策を通じて一

4 施策の基本的な方向性

（1）中・長期的かつ世界的な視野

- ▶ 経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化
- ▶ 大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず**世界全体の健全な環境と安定した社会・経済**が必要不可欠であるとともに、**中・長期的な視点**で課題解決に取り組むことが必要

（2）環境・社会・経済の統合的向上

- ▶ 環境課題と社会・経済課題は密接に関連していることから、SDGsの考え方も踏まえて、環境施策を通じて**環境保全の効果**を最大限発揮する取組みとあわせて、**社会の公正性・包摂性・強靭性の向上**と、**持続的な経済成長の確保**が重要
- ▶ そのため、右の4つの観点を踏まえて、環境施策を展開

<環境・社会・経済の統合的向上のための4つの観点>

①外部性の内部化（負担も評価も公正に）

環境に負荷を与えている主体が適正にその費用を負担し、**社会・経済活動**において環境汚染の防止対策やその費用を織り込む

②環境効率性の向上（よい環境を効率よく）

消費や生産にあたり、できる限り**環境**への負荷が少ない手法や製品を選択するなど、**経済活動**あたりの**環境負荷**を減らす

③環境リスク・移行リスクへの対応（リスクをチャンスに捉えた行動を）

環境リスクや脱炭素社会への転換などの**社会・経済**が大きく変化する移行リスクに迅速に対応する

④自然資本の強化（自然をめぐみ豊かに）

社会・経済システムの土台であり、全ての人にとって生存の基盤である**自然資本**を充実させる

<取組方針の例>

- 汚染者負担の原則に則った環境規制
- 環境に配慮した消費を通じた地球環境への関与
- 優れた取組みや模範となる取組みの顕彰
- サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組み
- 環境技術のイノベーション、海外展開
- スマートシティの実現を通じた資源・エネルギー消費の削減
- 化学物質等のリスクコミュニケーションの促進
- 暑対策をはじめとする気候変動への適応策の推進
- 脱炭素社会への移行リスクに向けた対応
- 生物多様性の理解と行動の促進
- 自然資本の持続可能な利用、維持・充実

5 施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行



施策の基本的な方向性を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通じて、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげます。

6 各主体の役割・連携及び進行管理

各主体の役割・連携

- ▶ 府民、事業者、NPO等民間団体、行政がそれぞれの役割を認識して、適切な連携・協働（パートナーシップ）を図りながら取組みを推進
- ▶ 各主体の取組みが、相乗効果を生みながら新たな価値を創造する「共創」の考え方のもと、日本・世界に対してその効果を波及させ、大阪から世界全体の「持続可能な社会」の実現に寄与

進行管理

- ▶ 毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善
- ▶ 2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施

生物多様性分野のめざすべき将来像と実現すべき姿について （「2030大阪府環境総合計画」より抜粋）

2050年のめざすべき将来像

大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会

- 現在だけでなく将来にわたって、限りある資源や自然の恵み、良好な環境を保全しつつ、
（中略）府域におけるCO2排出量の実質ゼロ、大阪湾における海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロ、資源循環型の社会が実現している。
- 府民の営みは、次世代とつながり、その影響は将来に波及し、持続可能な社会が構築されている。

2030年の実現すべき姿

いのち輝くSDGs未来都市・大阪 –環境施策を通じて–

全てのいのちの共生

- 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。
- 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。
- 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。

大阪府生物多様性地域戦略策定の考え方

- ◆「2030大阪府環境総合計画」の「2050年のめざすべき将来像」、
「2030年の実現すべき姿」を基本とし、
「全てのいのちの共生」に向けて、取組みを推進するため、
「大阪府生物多様性地域戦略」を策定する。

大阪府における生物多様性保全の取組み

大阪21世紀の新環境総合計画（計画期間：2011年～2020年）

目標：2020年

➤ 生物多様性の府民認知度を70%以上にする

（2008年大阪府府民アンケート16.9%）

➤ 生物多様性の損失を止める行動を拡大する

●活動する府民の割合を倍増する。（2014年大阪府府民アンケート 6.0%）

●保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

大阪府における生物多様性保全の取組み

大阪21世紀の新環境総合計画での主な取組み内容

生物多様性に対する府民理解の促進

- ◆大阪府HPやリーフレット等を活用した府民への普及啓発
- ◆教員や企業担当者等への生物多様性研修冊子(指導用)の提供



指導用冊子



外来生物啓発リーフレット

生物多様性の損失を止める行動の促進

- ◆おおさか生物多様性パートナー協定企業(5社)等と連携した生態系の創出や希少種の保護活動の推進
- ◆堺第7-3区共生の森における府民協働による保全活動の推進
(令和元年度: 保全活動参加者実績: 314人)
- ◆多奈川ビオトープ保全活動の推進
(令和元年度: 保全活動参加者実績: 336人)



多奈川保全活動*



共生の森づくり活動

府域の生物多様性の現状を評価

- ◆大阪府レッドリスト2014に基づく、希少種の現況把握やモニタリング調査を実施し、生物多様性の現況を把握



大阪府レッドリスト2014



イタセンパラ
府レッドリスト(絶滅危惧Ⅰ類)

関係部局での生物多様性の保全

- ◆総合計画の工程表に基づいた各部局での生物多様性保全の推進

大阪府における生物多様性保全の取組み

大阪21世紀の新環境総合計画での取り組み内容

関係部局での生物多様性の保全

◆総合計画の工程表に基づいた各部局での生物多様性保全の推進

全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表（計画）

	2011	2015	2020
2020年の目標 生物多様性の認知度向上 生物多様性の損失を止める行動の拡大			
普及・啓発			
地域のシボル的な生物によるPR		シボル的な種(イタセンパラ等)の保全・再生の情報発信、市民の取組みの支援	
地域でまもりたい生物・環境等の選定とPR		ホームページでの情報発信	
生物と触れ合える場のPR		生物と触れ合える都市公園、市民の森、府立自然公園等の情報発信	
参加・行動			
身近な生き物調査		タンポポの調査等、関西広域連合の実施する「秋物/残った秋物の自然」	
企業やNPO、地域等と協働した参加型プログラムの充実		共生の森づくり、泉佐野丘陵緑地整備、釜山保全、柳田保全活動、アプトフォレスト、アプトリバー、オアシス構想の推進等	
環境教育の推進		法政館、学校とグループ等の教育推進	
市民理解の促進		大学コンソーシアムや生物多様性関連施設と連携し、人材の育成	
現状の把握			
レッドデータの改訂・活用 (外來種リストの検討を含む)		レッドデータブック(目標種)リストの改訂、レッドリスト2014年適用した普及啓発、視察啓発等	
情報の共有化		啓育施設、活動団体等と生息情報等を共有化	
生息環境の保全・再生の仕組み			
生物多様性配慮の手引策定		生物多様性研修プログラムの開発・活用	
市町村や企業等の生物多様性配慮活動の促進		手塚検討 府民の森、府立自然公園、淀川のワンド、自然海岸保全地域などを先行して指定	
生物多様性推進拠点の整備		府民の森、府立自然公園、淀川のワンド、自然海岸保全地域などを先行して指定	
生物多様性の保全に資する地域指定の拡大		府立自然公園区域の指定	
天然記念物の追加指定の検討		追加指定に向けた、調査研究	
生息環境の保全・再生・創出			
法、条例による緑地や自然環境の保全		自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海岸保全地区条例による地域の保全	
海岸・自然海岸の再生		海岸、干潟の造成、埋戻ブロック等の造成等の手法による 埋戻の砂地の再生	
大規模埋地の解消		埋戻のモニタリング 埋戻の埋戻し、埋戻実績	
水産資源の保護管理		漁獲力の多様性に配慮した栽培漁業、資源管理計画による水産資源の保護管理、魚種の改善	
多自然川づくり		特色に応じた多自然川づくりを推進	
生物多様性に配慮した農空間の保全と活用		農村・農業用施設の保全と活用を通じた生物多様性の保全	
大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築		生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した公園計画及び緑化の推進	
森林整備の推進		人工林の適正な間伐・利活用と林文化の推進	
里山の保全管理の推進		新たな森づくり制度の創設	
臨海部の生態環境の創造		共生の森づくり制度の推進	
野生生物の適正な保護管理		シカ、イノシシの管理計画の推進	
アラビカマ、ブラッパバス等の外来生物対策		アラビカマ防除実施計画の推進、ブラッパバス、ブルーギル、外来水生植物の駆除等	
調査研究の推進		生態系の保全や生物多様性の増大に関する調査・試験研究等	

全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表（実績）

	2011	2015	2020
2020年の目標 生物多様性の認知度向上 生物多様性の損失を止める行動の拡大			
普及・啓発			
地域のシボル的な生物によるPR		イタセンパラの保全・再生の情報発信、市民の取組みの支援、ホームページでの情報発信	
地域でまもりたい生物・環境等の選定とPR		別表の推進書の取組みと連携し、「府民の森がまもりたい生物」選定、公表(H28)	
生物と触れ合える場のPR		「生き物と触れ合える都市公園計画」(H12策定)の情報発信 「大阪府宮公園マスタープラン」策定(H29)	
参加・行動			
身近な生き物調査		おおさか身近な生きもの調査(生息の場から実践)(H22)	
企業やNPO、地域等と協働した参加型プログラムの充実		共生の森に関する研修(サトウ)等の実施、泉佐野丘陵緑地の整備推進(H28策定)、三原山フェスティバルの南における研修等の実施、難波よるるアプトクラブの推進等による柳田保全活動の推進、アプトフォレスト/アプトリバーの推進	
環境教育の推進		府内の生物多様性関連施設等と連携した生物多様性保全活動、生物多様性研修プログラム(H20)を創出した研修の実施	
市民理解の促進		「おおさか生物多様性保全ネットワーク」設立(H23)	
現状の把握			
レッドデータの改訂・活用 (外來種リストの検討を含む)		「大阪府レッドリスト2014」の作成(H25)、レッドリスト2014を活用した普及啓発(外來種リストの検討を含む)	
情報の共有化		「おおさか生物多様性保全ネットワーク」設立(H23)	
生息環境の保全・再生の仕組み			
生物多様性配慮の手引策定		生物多様性研修プログラム策定の発行(H20)、改訂(H20)	
市町村や企業等の生物多様性配慮活動の促進		「おおさか生物多様性パートナー協定制度」の創設(H25)	
生物多様性推進拠点の整備		生物多様性研修プログラム(H20)を活用した研修の実施	
生物多様性の保全に資する地域指定の拡大		生物多様性の保全に資する地域指定(※)の拡大 ※保良林、鳥獣保護区、指定公園、府立自然公園、近郊緑地保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、特別緑地保全地区、自然海岸保全地区、国・府指定天然記念物	
天然記念物の追加指定の検討		天然記念物の指定の推進(H28・H29)	
生息環境の保全・再生・創出			
法、条例による緑地や自然環境の保全		自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海岸保全地区条例による地域の保全	
海岸・自然海岸の再生		海岸の造成等のため、埋戻推進促進 埋戻の造成等のため、埋戻推進促進 埋戻の造成等のため、埋戻推進促進	
大規模埋地の解消		埋戻地の埋戻し 埋戻地の埋戻し	
水産資源の保護管理		漁獲力の多様性に配慮した栽培漁業の推進、資源管理計画による水産資源の保護管理 特色に応じた多自然川づくりを推進	
多自然川づくり		特色に応じた多自然川づくりを推進	
生物多様性に配慮した農空間の保全と活用		農村・農業用施設の保全と活用を通じた生物多様性の保全	
大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築		生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した大阪府宮公園の環境整備	
森林整備の推進		人工林の適正な間伐 「大阪府森林整備指針」の策定(H21)	
里山の保全管理の推進		緑地換材(未利用材)を継続的・定量的に拠出する仕組みの構築	
臨海部の生態環境の創造		府民・NPO等との協働による共生の森づくりの推進	
野生生物の適正な保護管理		大阪府第二種特定鳥獣管理計画、大阪府イノシシ管理特定鳥獣管理計画の推進	
アラビカマ、ブラッパバス等の外来生物対策		大阪府アラビカマ防除実施計画の推進、外来生物に係る普及啓発、特定外来生物の防除推進	
調査研究の推進		専門機関と連携した調査・試験研究等の実施(生物多様性研修プログラム・特定外来生物の防除方法)	

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績)

目標:「生物多様性の府民認知度を70%以上にする」

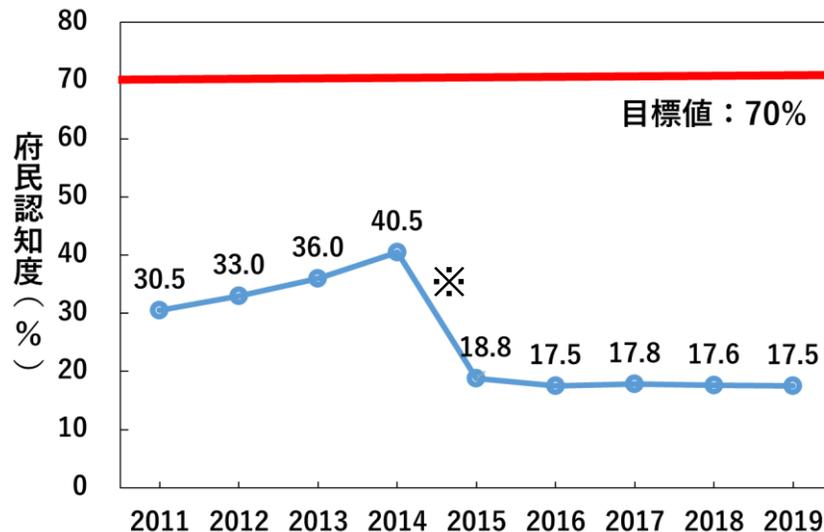
- 「生物多様性」について「他人にある程度説明できるくらい内容も知っている」・
「他人に説明はできるほどではないが、内容は知っている」人を【内容まで知っている人】と定義
(「生物多様性」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人を【言葉は知っている人】と定義)

○【内容まで知っている人】を70%以上にすることを目標に設定

調査結果(2019)

◆「生物多様性」について【内容まで知っている人】は17.5% (【言葉は知っている人】は29.7%)

<「生物多様性」について【内容まで知っている人】の推移>



(※)2014年度までは府政モニターを対象とした調査を実施。2015年度からは民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更。

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績)

目標:「生物多様性の府民認知度を70%以上にする」

○2016年度からは、【生物多様性に関する項目】の認知度に係る設問を追加

【生物多様性に関する項目】

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしていること
7. 国際的に生物多様性条約が定められていること

調査結果(2019)

◆生物多様性に関する項目について何らかのことを知っている人の割合は67.2%

<生物多様性に関する項目について何らかのことを知っている人の割合の推移(%)>

2016	2017	2018	2019
67.6	66.6	64.5	67.2

【分析】

●【言葉】の認知度に比べ、【生物多様性に関する項目】についての認知度は高いことから、具体的な事象と生物多様性とのつながりに関する意識の不足が考えられる

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績)

目標:「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」

●活動する府民の割合を倍増する(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)

○【地域における環境保全のための取組みの具体例】を分野ごとに示し、取組み状況を質問

分野	地域における環境保全のための取組みの具体例
①省エネルギー・地球温暖化防止	・ 共同施設や公共施設などにおける省エネ・節電活動 ・ カーシェアリングやエコドライブの促進活動への参加
②資源循環	・ 日用品のリユース(再利用)やリサイクル活動 ・ 子ども会などによる古紙などの資源ごみ収集活動 ・ グリーン購入運動への参加
③生物多様性	・ 動物・昆虫・植物の保護、生息・生育環境の保全や創出活動、外来種対策 ・ 庭や地域の公共空間など身近な場所で、植物を育てみどりを増やすなどの緑化活動 ・ 森づくり(間伐、植樹、雑木林の手入れ)、池や川などの水辺保全(藻やヨシ刈等)の活動 ・ 生きものに配慮したマーク付商品(レインフォレスト、アライアンスやFSC森林認証等)の選択
④良好な大気・水質	・ カーシェアリング、グリーン購入運動への参加 ・ エコドライブの促進活動への参加 ・ 川・湖の水質をきれいにするキャンペーンへの参加
⑤豊かで快適な都市環境	・ 川、砂浜、水路、池、道路、公園の掃除 ・ 公園や学校などの緑化活動 ・ 地域で良好な環境づくりの計画や取組方針の策定のための活動

調査結果(2019)

◆【生物多様性分野】の取組みに参加したことがある人の割合は2.4%

(参考)1分野でも参加したことがある人の割合は16.0%

【省エネルギー・地球温暖化防止分野】:4.2%、【資源循環分野】:9.6%

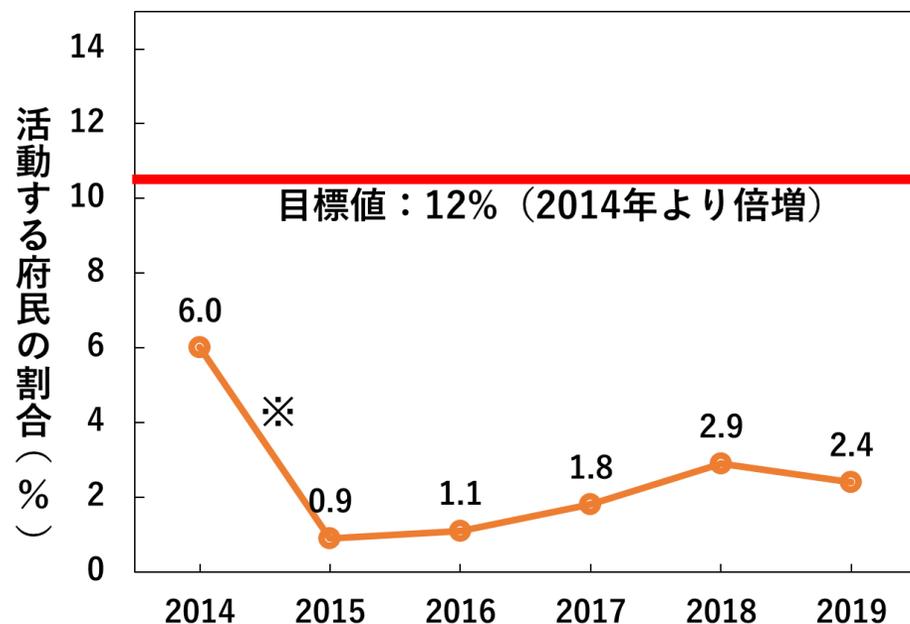
【良好な大気・水質分野】:3.2%、【豊かで快適な都市環境分野】:5.3%

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績)

目標:「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」

●活動する府民の割合を倍増する(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)

<【生物多様性分野】の取組みに参加したことがある人の割合の推移>



(※)2014年度までは府政モニターを対象とした調査を実施。2015年度からは民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更。

(参考)2013年度までの目標について

【2013年度までの目標】

「活動する府民を30%増加する」(2009年 約7万人)

【2013年度までの実績(人)】

目標	2011	2012	2013
	95,290	124,546	210,137
		210,137	196,010

○大阪府環境審議会環境総合計画部会意見(2014.11)を踏まえ、「活動する府民の割合を倍増する」に見直し(2015.6)

2014.11大阪府環境審議会環境総合計画部会意見(抜粋)
「目標を既に達成した施策については、新たな目標設定を検討すべき。」

【分析】

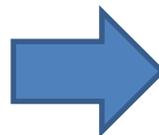
●調査において、生物多様性分野は森づくり活動や川などの水辺保全活動等、比較的積極的な取組みを例示しており、日常的な取組みと結びつきにくかったと考えられる

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績)

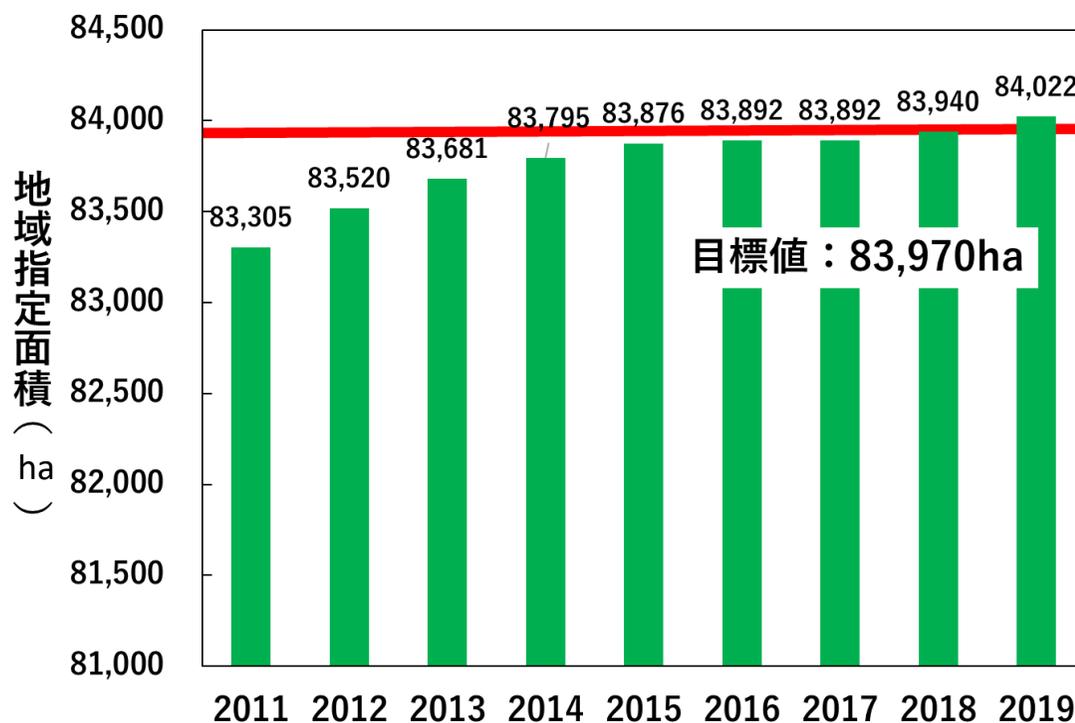
目標:「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」

●保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する

目標値: **83,970ha** (2009年度末81,991ha)



2019年度末: **84,022ha**



2019年度末時点で
84,022haとなり、
目標値:83,970haを達成

内訳: 保安林(971ha)、府立自然公園(947ha)、鳥獣保護区(113ha)
緑地環境保全地域(5ha)、特別緑地保全地区(16ha)

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績・課題)

取組み区分	主な取組み実績と課題
<p><u>普及・啓発</u></p>	<p>○リーフレットや生物多様性研修冊子等を活用した、生物多様性に関する情報発信を進めた</p> <p>○生物多様性の認知度に係る目標は未達成</p> <p>(課題) 普及・啓発の各取組みが、直接生物多様性の認知度の向上に繋がっていない</p>
<p><u>参加・行動</u></p>	<p>○府内各地で保全活動団体による観察会・植樹イベントなどの取組みや、府内の生物多様性関連施設等と連携した取組みを進めた</p> <p>○「活動する府民の割合」の目標は未達成</p> <p>(課題) 参加・行動の各取組みが、直接「活動する府民」の増加に繋がっていない</p>
<p><u>現況の把握</u></p>	<p>○多様な主体(府、市町村、大学等)によるネットワーク構築により連携を進め、野生動植物の現況を把握の上、「大阪府レッドリスト2014」を作成し、市町村等への啓発を進めた</p> <p>○府内で確認される外来生物について、リーフレットを作成し、啓発を進めた</p> <p>(課題) 野生動植物種の継続的なモニタリング体制の構築には至っていない</p>

大阪府における生物多様性保全の取組み(実績・課題)

取組み区分	主な取組み実績と課題
<u>生息環境の保全・再生の仕組み</u>	<p>○生物多様性の保全に資する地域指定の拡大は目標を達成</p> <p>○企業の生物多様性保全活動を促進するため、おおさか生物多様性パートナー協定制度を創設し、5社と協定を締結</p> <p>(課題) おおさか生物多様性パートナー協定締結企業の生物多様性保全に係るニーズを十分にくみ取るまでには至っていない</p>
<u>生息環境の保全・再生・創造</u>	<p>○大阪府自然環境保全条例等に基づく緑地や自然環境の保全・再生を推進するとともに、府民・NPO等との協働による共生の森づくりにより、臨海部の生息環境の創造を進めた</p> <p>○新たな特定外来生物の侵入に対応するため協議会を設置するなど、関係機関との連携により防除の推進を図った</p> <p>(課題) 自然環境の保全には継続的な取組みが必要であるが、現在保全活動に参加しているボランティアの後継者不足により、活動の持続性が保てない懸念がある</p> <p>(課題) 生息環境への適応能力や繁殖率が高い特定外来生物を根絶できていない</p>

大阪府生物多様性地域戦略の目標の考え方について

大阪府生物多様性地域戦略の目標(事務局案)

課題	目標	2030年の実現すべき姿 (「2030大阪府環境総合計画」より抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ○普及・啓発の各取組みが、直接生物多様性の認知度の向上に繋がっていない ○参加・行動の各取組みが、直接「活動する府民」の増加に繋がっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ◎日常生活における生物多様性の重要性に関する意識の向上 ◎自然環境に配慮した行動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 ◆生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 ◆希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> ○おおさか生物多様性パートナー協定締結企業の生物多様性保全に係るニーズを十分にくみ取るまでには至っていない ○自然環境の保全には継続的な取組みが必要であるが、現在保全活動に参加しているボランティアの後継者不足により、活動の持続性が保てない懸念がある 	<ul style="list-style-type: none"> ◎企業等と連携した保全活動の推進 ◎自然環境の持続的な保全の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ○野生動植物種の継続的なモニタリング体制の構築には至っていない ○生息環境への適応能力や繁殖率が高い特定外来生物を根絶できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築 ◎特定外来生物の防除推進 	